

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成28年1月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500186 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500099 号

第 1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成 21 年 12 月 18 日の標準賞与額を 47 万 1,000 円、平成 22 年 8 月 6 日の標準賞与額を 45 万 3,000 円、平成 23 年 8 月 5 日の標準賞与額を 42 万円、同年 12 月 21 日の標準賞与額を 22 万 9,000 円及び平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額を 43 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 12 月 18 日、平成 22 年 8 月 6 日、平成 23 年 8 月 5 日、同年 12 月 21 日及び平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 12 月 18 日、平成 22 年 8 月 6 日、平成 23 年 8 月 5 日、同年 12 月 21 日及び平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 18 日
② 平成 22 年 8 月 6 日
③ 平成 23 年 8 月 5 日
④ 平成 23 年 12 月 21 日
⑤ 平成 24 年 7 月 13 日

請求期間の標準賞与額の記録が、保険給付の対象とならない厚生年金保険法第 75 条本文該当記録となっている。請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B社から提出された賞与台帳により、請求者が請求期間において事業主により、賞与を支給され、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳で確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 47 万 1,000 円、請求期間②は 45 万 3,000 円、請

求期間③は 42 万円、請求期間④は 22 万 9,000 円及び請求期間⑤は 43 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所及び社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500187 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500100 号

第 1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における平成 21 年 12 月 18 日の標準賞与額を 45 万円、平成 22 年 8 月 6 日の標準賞与額を 44 万円、平成 23 年 8 月 5 日の標準賞与額を 44 万 2,000 円、同年 12 月 21 日の標準賞与額を 27 万 8,000 円及び平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額を 52 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 12 月 18 日、平成 22 年 8 月 6 日、平成 23 年 8 月 5 日、同年 12 月 21 日及び平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 12 月 18 日、平成 22 年 8 月 6 日、平成 23 年 8 月 5 日、同年 12 月 21 日及び平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 18 日
② 平成 22 年 8 月 6 日
③ 平成 23 年 8 月 5 日
④ 平成 23 年 12 月 21 日
⑤ 平成 24 年 7 月 13 日

請求期間の標準賞与額の記録が、保険給付の対象とならない厚生年金保険法第 75 条本文該当記録となっている。請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B社から提出された賞与台帳により、請求者が請求期間において事業主により、賞与を支給され、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳で確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 45 万円、請求期間②は 44 万円、請求期間③は 44

万2,000円、請求期間④は27万8,000円及び請求期間⑤は52万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所及び社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500280 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500101 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 23 年 12 月 21 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。また、請求者の B 社における平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 12 月 21 日及び平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 12 月 21 日及び平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 23 年 12 月 21 日
② 平成 24 年 7 月 13 日

請求期間の標準賞与額の記録が、保険給付の対象とならない厚生年金保険法第 75 条本文該当記録となっている。請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された賞与台帳により、請求者が請求期間において事業主により、賞与を支給され、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳で確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②はそれぞれ 10 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納

付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500281 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500102 号

第 1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における平成 23 年 8 月 5 日の標準賞与額を 52 万 2,000 円、同年 12 月 21 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。また、請求者のB社における平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 8 月 5 日、同年 12 月 21 日及び平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 8 月 5 日、同年 12 月 21 日及び平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 23 年 8 月 5 日
② 平成 23 年 12 月 21 日
③ 平成 24 年 7 月 13 日

請求期間の標準賞与額の記録が、保険給付の対象とならない厚生年金保険法第 75 条本文該当記録となっている。請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B社から提出された賞与台帳により、請求者が請求期間において事業主により、賞与を支給され、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳で確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 52 万 2,000 円、請求期間②及び③はそれぞれ 10 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年

金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500282 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500103 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 8 月 6 日の標準賞与額を 45 万 9,000 円、平成 23 年 8 月 5 日の標準賞与額を 50 万 2,000 円、同年 12 月 21 日及び平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額をそれぞれ 10 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 6 日、平成 23 年 8 月 5 日、同年 12 月 21 日及び平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月 6 日、平成 23 年 8 月 5 日、同年 12 月 21 日及び平成 24 年 7 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 8 月 6 日
② 平成 23 年 8 月 5 日
③ 平成 23 年 12 月 21 日
④ 平成 24 年 7 月 13 日

請求期間の標準賞与額の記録が、保険給付の対象とならない厚生年金保険法第 75 条本文該当記録となっている。請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された賞与台帳により、請求者が請求期間において事業主により、賞与を支給され、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳で確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 45 万 9,000 円、請求期間②は 50 万 2,000 円、請求期間③及び④はそれぞれ 10 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保

険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500293 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500104 号

第 1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成23年8月5日の標準賞与額を49万7,000円、同年12月21日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。また、請求者のB社における平成24年7月13日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成23年8月5日、同年12月21日及び平成24年7月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月5日、同年12月21日及び平成24年7月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年8月5日
② 平成23年12月21日
③ 平成24年7月13日

請求期間の標準賞与額の記録が、保険給付の対象とならない厚生年金保険法第75条本文該当記録となっている。請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B社から提出された賞与台帳により、請求者が請求期間において事業主により、賞与を支給され、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳で確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は49万7,000円、請求期間②及び③はそれぞれ10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年

金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500304 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500097 号

第 1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 3 年 9 月 1 日から平成 6 年 12 月 1 日まで
② 平成 7 年 10 月 1 日から平成 8 年 2 月 29 日まで

私は、A社に事業主として勤務していたときの請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記録が、遡って不当に減額処理されているので、当該期間の標準報酬月額の記録を見直し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②当時、A社の唯一の取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準報酬月額は、当初、平成 3 年 9 月から同年 11 月までは 53 万円、同年 12 月から平成 6 年 11 月までは 30 万円、平成 7 年 10 月から平成 8 年 1 月までは 9 万 8,000 円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 2 月 29 日）の後の同年 3 月 12 日付けで、平成 3 年から平成 7 年までの定時決定並びに平成 3 年 12 月 1 日及び平成 6 年 12 月 1 日の随時改定が取り消された上、平成 3 年 9 月 1 日に遡って、同年 9 月から平成 6 年 10 月までは 8 万円に、同年 11 月及び平成 7 年 10 月から平成 8 年 1 月までは 9 万 2,000 円に減額処理が行われていることがオンライン記録により確認できる。

一方、請求者は、当該標準報酬月額の減額処理に関与していない旨主張しているが、A社において社会保険料の滞納があったことを認めており、管轄社会保険事務所（当時）に複数回出向き、担当者との話し合いにより同社は厚生年金保険を脱退することにしたことのほか、社会保険の届出に必要となる同社の代表者印については自身で管理していた旨陳述していることから、請求者は、同社の唯一の取締役として、当該減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の唯一の取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、請求者から提出された平成6年分の所得税の確定申告書には社会保険料控除額の記載が確認できることから、請求期間①のうち平成6年1月1日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づく記録訂正の可否を判断するため、当該社会保険料控除額を検証したところ、同年11月に厚生年金保険料率に変更されているものの、変更前の厚生年金保険料率及び同年における健康保険料率並びに減額処理前の標準報酬月額に基づき計算した場合の年間の保険料額と当該社会保険料控除額は一致していることが確認できる。

しかしながら、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

また、既述したように、請求者は、A社における唯一の取締役であり、事業主として標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務を履行する職責にあったことが認められる。

これらのことから、請求者は、上述のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500176 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500098 号

第 1 結論

請求期間①について、年金記録訂正請求に係る被保険者 (以下「被保険者」という。) の A 社 (現在は、B 社が承継) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、上記被保険者の C 社及び D 社 (現在は、E 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男 (子)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 21 年 1 月 27 日から昭和 22 年 10 月 31 日まで
② 昭和 24 年 5 月 16 日から昭和 26 年 6 月 17 日まで

私の父 (被保険者) は、請求期間①において A 社、請求期間②において C 社又は D 社に勤務していたと思われるので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、B 社の社史の記載では、被保険者は、昭和 22 年 7 月 1 日現在の職員名簿において、A 社本社業務部次長兼販売課長であったとされていることから、期間は特定できないものの、請求期間①において、A 社の本社 (当該社史によると、本社は、F 市に所在) に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社 (F 市) の健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) により、同社は昭和 22 年 11 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となったことが確認できることから、請求期間①は適用事業所となる前の期間である。

また、A 社第*工場 (G 県) の被保険者名簿により、同工場は昭和 21 年 3 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、被保険者は、同年 1 月 26 日に厚生年金保険

の資格を喪失していることが確認できるほか、請求期間①において適用事業所であったH社（I工場）及びJ社（K工場）に係る被保険者名簿を確認したが、被保険者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

さらに、A社の承継事業所であるB社に照会を行ったが、同社は、請求期間①当時の資料の保存は無く、被保険者の勤務状況等は不明と回答している上、被保険者と同様に、請求期間①をはさんでA社第*工場及びA社（F市）において被保険者記録がある同僚は、死亡又は所在不明のため当時の状況を聴取できず、請求者も被保険者の請求期間①に係る給与明細書等の資料を保有していないことから、被保険者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況について確認できない。

- 2 請求期間②について、C社及びD社に係る被保険者名簿を確認したが、請求期間②において被保険者の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無い。

また、上記2社に照会したが、両社はいずれも、請求期間②当時の資料を保存しておらず、被保険者の勤務及び厚生年金保険料控除等の状況は不明と回答している。

さらに、C社に係る上記被保険者名簿において請求期間②に被保険者記録がある者は、死亡又は所在不明のため当時の状況を聴取できない上、D社に係る上記被保険者名簿において請求期間②に被保険者記録があり、所在の判明した二人のうち、一人から回答を得たが、被保険者を覚えていないとしていることから、被保険者の請求期間②における勤務及び厚生年金保険料控除等の状況について確認できない。

- 3 このほか、被保険者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、被保険者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。